

仕 様 書

- 1 件 名： 北熊本 (R4) 木屑収集運搬処分
- 2 期 間： 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 3 場 所： 熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17-1
- 4 適 用： 本仕様書は、「木屑収集運搬処分」について適用する。
- 5 概 要： 下表の産業廃棄物の収集運搬・処分を実施する。

名 称	予定数量	備 考
樹木剪定枝屑 (幹・伐根含む。)	200 m ³	収集運搬含む。

※表上の数量は予定数量であり、確定数量ではない。

- 6 特記事項：
 - (1) 本役務中、他の施設に損傷を与えた場合は請負者の責任において現状に復旧する。
 - (2) 役務中疑義を生じた場合は、係官と協議しその指示に従う。
 - (3) 本役務の実施に際し、作業実施日については係官と密に調整を密に行うものとする。
 - (4) 本役務の写真は、役務工程ごと及び係官の指示する箇所を撮影し、工所用アルバムに整理して係官に提出するものとする。
 - (5) 駐屯地内の車両等の通行ルート of 安全対策については、請負者の責任において十分管理するものとし作業に際しても安全管理を徹底すること。
 - (6) 本役務で発生した産廃は、請負者の責任において適正に処分し、官側が交付する産廃管理票 (マニフェスト) を係官へ提出するものとする。
 - (7) 請負者は、係官立会いのもと現地を確認し、係官の指示するものを産業廃棄物として処分すること。

件 名	北熊本 (R4) 木屑収集運搬処分		
図 名	仕様書	図 番	1 / 1
所 属	北熊本駐屯地業務隊管理科		
作成年月日	令和4年2月14日		